尊厳ある老後をおくるために
法律の専門家ができること

『老後安心プラン』のご案内

ご自身やご両親の現在、将来の生活にご不安はありませんか？
財産管理など老後の生き方を**弁護士が支援**する
『**8つのメニュー**』をご用意しました。

川崎合同法律事務所
Kawasaki Goudou Law Office

老後の生き方を弁護士が支援する『

▶あなたにあった『老後安心プラン』をご案内します。

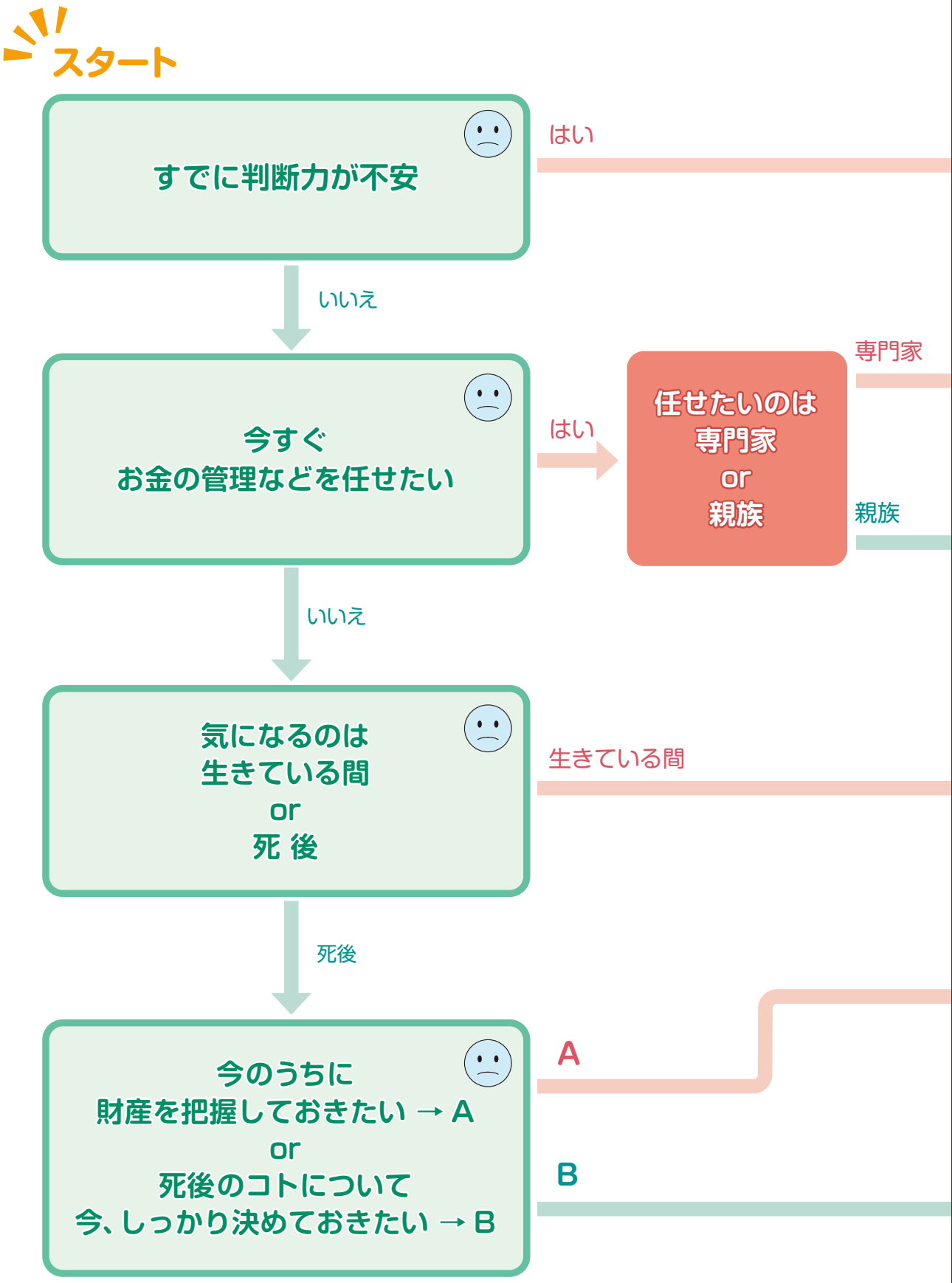

8つのメニュー』

成年後見制度を
利用しましょう

一部の親族による
使いこみや消費者トラブル
を未然に防ぐにはこれ

5ページの 1 へ

見まもり財産管理契約
はいかがですか？

定期的な支払や
安否確認など

7ページの 3 or
8ページの 4 へ

家族信託という
制度があります

頼れる家族がいるなら
これもアリ！

7ページの 2 へ

任意後見制度が
オススメです

判断力がなくなった後、
サポートが始まります

8ページの 5 へ

財産調査＋財産目録作成
を承ります

10ページの 6 へ

遺言作成＋死後事務委任
で対応しましょう

ペットの処遇など
遺言ではできない
ことも可能です

10ページの 7 &
11ページの 8 へ

すでに判断力が不安な方については、こちら！

残念ながら、

認知症等で自分の財産の管理が、自分で出来ないようになる場合があります。

その場合、

家族がいても、預金の適切な管理や不動産の売買など、財産の管理が難しい、または出来ないことがあります。

こういう時には、

周りの人が

①成年後見申立て（保佐、補助）

をする必要があります。

お客様の声

父が住まなくなった不動産を売却する必要がありました。ですが、父が認知症になり、売却することができない状態でした。また、父の預貯金の額も正確にわからず、今後きちんと父の介護費用等が支払うことができるのか不安でした。そこで、弁護士の先生に相談したところ、成年後見の申立てをすることになりました。その結果、成年後見人になった先生のおかげで、父の不動産を適切な価格で売却することができました。その売却代金で父の介護費用等を将来にわたって、きちんと支払うことができるようになりました。また、成年後見人の先生に父の財産を適切に管理してもらえるようになって、大変助かりました。

1 成年後見申立て（保佐、補助）

すでに判断能力が低下している方を法的に援助する人（成年後見人・保佐人・補助人）を、**裁判所の審判によって就任させる**よう、**裁判所に申し立てる手続**を行います。

こんなことを任せられます

申立書作成・資料収集

ご本人、配偶者、四親等内の親族などが申立てることができます。弁護士には、申立の書類作成や必要書類の準備などを任せられます。

後見人等への就任

すでに判断能力が低下している方を法的に援助する人（成年後見人・保佐人・補助人）に、**弁護士を候補者としてあげる**こともできます。

※但し、裁判所の判断で、後見人等候補者として挙げた弁護士が選任されない場合があります。

費用

申立て手続を行う場合	着手金 20 万円（税別）＋ 報酬金 10 万円（税別）
弁護士が成年後見人等になった場合 ※裁判所が決めます。	月額報酬　月 2 ～ 6 万円程度（税別）

将来の財産管理などが心配な方は、こちら！

今はまだ大丈夫だけど、
将来、認知症等で自分の財産の管理が自分で出来ないようになることはとても不安。

こんな方におすすめです！

自分が判断できるうちに、いろいろ決めておきたい。
でも、成年後見制度では、後見人に誰がなるかわからない。

自分の財産を目的に沿って、あらかじめ切り離し家族に管理してもらう **② 家族信託契約** ▶ 7ページへ

自分の財産管理や健康に自信がないので、弁護士に見まもってほしい場合 **③ 見まもり契約** ▶ 7ページへ

見まもりだけでなく、財産管理も代わりにやってほしい場合
④ 見まもり及び財産管理契約 ▶ 8ページへ

自分で判断できるうちに、あらかじめ後見人を決めておける
⑤ 任意後見契約 ▶ 8ページへ

お客様の声

私は以前、弁護士の先生にお願いして遺言書を作成してもらいました。遺言執行者には先生になってもらうことにしました。私は一人暮らしで身寄りもないため、死後、私の思うように財産を処理してくれるか心配だったからです。

それで一安心したのですが今度は死ぬ前のことが心配になってきました。今はまだ元気ですが人間いつどうなるか分かりません。そこで今度は同じ先生と任意後見契約を結びました。これで死ぬまでのことも安心です。今では先生と「お互い長生きしましょうね」と言って笑っています。

2 家族信託契約

資産を持つ方が、特定の目的にしたがって、保有している不動産・預貯金などの資産を、信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。

「信託契約」で、家族にどのように財産を管理・処分してもらうかを決めることができます。任された家族は、「信託契約」の内容に従って財産管理を行うため、ご本人の望んだとおりのことが実現できます。

こんなことを任せられます

「信託契約」をどのような内容にするかは、自由度が高い分、契約条項が複雑になったり、法律的にそれが可能なのかの見極めが必要になったりと、専門的な判断が必要となります。弁護士が**「信託契約書」の作成**にあたらせていただきます。

弁護士が**「信託監督人」**となって、財産管理を任された**ご家族による管理行為をチェック**することも可能です（その場合、契約書作成手数料とは別に年額報酬が発生します）。

費用

契約書作成時	契約書作成手数料　10 ～ 30 万円（税別）
弁護士が親族などの受託者を監督する場合	年額報酬　30 ～ 50 万円（税別）

3 見まもり契約

弁護士が、定期的な電話や手紙・訪問等により安否の確認を行い、必要な法律的な助言を行います。財産管理は、ご自身が行います。

費用

月額報酬	月 1 ～ 2 万円（税別）

4 見まもり及び財産管理契約

③に加えて、ご自身にかわり、財産管理（介護施設との契約や入院費用の支払など）を弁護士が行います。

費 用

月額報酬	月２～６万円（税別）

5 任意後見契約

判断能力が不十分になったときに法的に援助する弁護士（任意後見人）を、あらかじめ決めておく契約です。

こんなことを任せられます

① 財産管理に関する法律行為

例）預貯金の払戻しや管理、不動産など重要な財産の管理・処分、遺産分割、賃貸借契約の締結や解除、生活費の送金など

② 身上監護に関する法律行為

例）介護契約などの福祉サービス利用契約、入退院の事務、医療契約、要介護認定の申請など

費 用

契約書作成時	契約書作成手数料　10～30万円（税別）
弁護士が任意後見人になった場合	月額報酬　月5,000円～10万円（税別）

亡くなった後のことが心配な方は、こちら！

自分が死んだ後に、子どもたちや親族にもめて欲しくない

子どもがいないので遺産のすべてを配偶者に渡したい（きょうだいに渡したくない）

遺産を自分の思うように分けたい

など、遺産については誰でも考えがあるものです。しかし、用意をしないまま亡くなってしまうと、自分の思い通りにならないことも多々あります。

時には、自分の遺産が争いの種になって、子どもや親族が憎しみ合ったり、大きな迷惑を被ることもあります。このようなことを防ぐためには、あらかじめ遺言を作成し、遺産の内容について明らかにしておくことが大切です。

そもそも **自分の財産が整理できておらず、目録を作成しておきたい** ときは
⑥ 財産調査＋財産目録作成 ▶ 10 ページへ

遺言書を作りたい、相談したい ときは
⑦ 遺言書作成 ▶ 10 ページへ

通常は相続人に頼むしかない
自分の死後の後始末を専門家にあらかじめ頼んでおきたい
場合は **⑧ 死後事務委任契約** ▶ 11 ページへ

についてお考え下さい。

6 財産調査＋財産目録作成

不動産、預貯金、有価証券、未分割の相続財産などの**財産を調査して、所有財産の一覧表を作成**します。

費用

手数料	5～20万円（税別）

7 遺言書作成（自筆遺言、公正証書遺言）

弁護士が遺言書の作成をサポートします。

こんなことを任せられます

所有財産目録作成

不動産や預貯金などの相続財産を調査して、所有財産一覧表を作成します。

資料の収集

推定相続人確定のために必要な戸籍などの収集をいたします。

公証役場での遺言書作成支援

当事務所の弁護士・スタッフが証人となり、公証役場において遺言書を作成します。

※公証人の手数料など実費が別途必要です。

遺言執行者選任

遺言で当事務所の弁護士を遺言執行者として選任することも可能です。

※遺言執行の費用については別途必要です。

その他、遺言書の書き直しや、その前提として、以前作った公正証書遺言の正本・謄本を紛失した場合の公証役場にて保管されている原本の写し（謄本）の請求等をお手伝いします。

費用

遺言書作成手数料	10万円から

※ご相談のうえ決めさせていただきます。

8 死後事務委任契約

葬儀や埋葬、入所していた介護施設などの施設利用料や入院費用の支払い、ペットの処遇など、**亡くなった後に発生するさまざまな手続きついて、あらかじめ弁護士に任せておく契約**です。

単身の方や、ご家族、親族が近くに住んでいらっしゃらない方におすすめです。

費用

手数料	20 万円～（税別）

※事務内容に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。

お客様の声

夫に先立たれ、子供もいない私は、歳と病気で身体の自由がきかなくなってからは、妹とその娘の世話になっています。他にも兄弟姉妹はたくさんいるのですが、本当に頼りになるのは近くにいるその妹と姪だけです。私の少ない財産ですが、私が死んだあとはその妹と姪にあげたくて遺言書を作ってもらいました。死んだ後の手続きについても姪に説明してもらい、これで私の死後兄弟で争うことも、手続に困ることもなくなります。本当に助かりました。

まずはご相談ください！

弁護士がご相談にて承ります

TEL：044－211－0121

●電話受付時間／平日 10：00 ～ 18：00

相談料／30 分　5,000 円（税別）

川崎合同法律事務所

〒210－8544
神奈川県川崎市川崎区砂子 1丁目 10 番地 2
ソシオ砂子ビル 7 階

TEL：044－211－0121
FAX：044－211－0123

HPはこちらから

弁護士

根本孔衛・篠原義仁・岩村智文・西村隆雄・藤田温久・渡辺登代美
三嶋　健・山下芳織・川口彩子・星野文紀・小野通子・中瀬奈都子
川岸卓哉・山口毅大・小林展大・畑　福生

神奈川県弁護士会　所属
（2020年）